

議第34号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「に関する事項および県税に係る過料の徴収」を「、県税に係る過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分」に改め、同条第2項および第3項中「に関する事項および過料の徴収」を「、過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分」に改め、同条第4項中「賦課徴収」の右に「ならびに犯則事件の調査および処分」を加え、同条第5項中「に関する事項および過料の徴収」を「、過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分」に改める。

第5条中「および過料の徴収」を「、過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分」に改める。

第38条の10第1項および第2項中「第7条」を「第6条の7」に改め、同条第6項中「第7条の2」を「第6条の8」に改める。

第53条第1項第3号を次のように改める。

(3) 次のいずれかに該当する自動車の取得であつて、知事が必要であると認めるもの

ア 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者（以下この条および第71条において「身体障害者」という。）、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち規則で定める者（以下この条および第71条において「知的障害者」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者（以下この条および第71条において「精神障害者」という。）（以下この条および第71条においてこれらの者を「身体障害者等」という。）が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得

イ 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）

ウ 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）

第53条第1項第4号中「身体障害者が」を「身体障害者等が」に改め、同条第2項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第3号に該当するときは、当該申請書の提出と同時に規則で定める書類および運転免許証を提示しなければならない。

第71条第1項中「対しては」の右に「、規則で定めるところにより」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する自動車であつて、知事が必要であると認めるもの（1人の身体障害者等につき1台に限る。）

ア 身体障害者等が専ら運転する自動車で当該身体障害者等の所有するもの

イ 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が専ら運転する自動車である当該身体障害者等の所有するもの（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の所有する自動車を含む。）

ウ 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が専ら運転する自動車である当該身体障害者等の所有するもの（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の所有する自動車を含む。）

第71条第2項および第3項中「納期限」の右に「（納期限後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属する年度の2月末日）」を、「払い込む際」の右に「（当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度の2月末日まで）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第1項の規定による減免を受けた者であつて、前2項の申請書を提出した日の属する年度の翌年度以降において引き続き減免を受けようとするものは、当該年度の翌年度4月1日における当該減免に係る自動車についての現況を知事に報告することにより、前2項の申請書

の提出に代えることができる。

- 5 前項の規定の適用を受けた年度の翌年度以降における同項の規定の適用については、同項中「前2項の申請書を提出した日」とあるのは、「当該減免に係る自動車についての現況を知事に報告した日」とする。

付則第10条の2の6第5項中「政令で定める」を「施行令附則第10条の2の2第11項に規定する」に改める。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第73条の3第1項第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する自動車の取得であつて、知事が必要であると認めるもの

ア 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者（以下この条および第73条の14において「身体障害者」という。）、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち規則で定める者（以下この条および第73条の14において「知的障害者」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者（以下この条および第73条の14において「精神障害者」という。）（以下この条および第73条の14においてこれらの者を「身体障害者等」という。）が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得

イ 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）

ウ 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）

第73条の3第1項第3号中「身体障害者が」を「身体障害者等が」に改め、同条第2項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第2号に該当するときは、当該申請書の提出と同時に規則で定め

る書類および運転免許証を提示しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中滋賀県税条例第38条の10および付則第10条の2の6の改正規定 公布の日

- (2) 第1条中滋賀県税条例第4条および第5条の改正規定 平成30年4月1日

- (3) 第2条の規定 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第52号）付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）第53条の規定は、平成31年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第71条の規定は、平成31年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。